

日野市新型コロナウイルス感染症対策 店舗等支援事業補助金

< 募集期間 >

令和3年4月1日～令和4年1月31日（または予算額到達まで）

補助金の概要

新型コロナウイルス感染症の流行にともなう緊急対策として、市内の店舗が実施する感染拡大防止の為の取組や、新たなサービスを行うことで売り上げを確保する取組を重点的に支援します。

補助対象事業 (1)・(2)のいずれかまたは両方

(1) 感染拡大防止対策事業 補助上限額:**20万円** 補助率:**4/5**

店舗内の対人距離確保、接触防止等の感染拡大防止を目的とした事業

【対象となる例】

感染拡大防止用品の購入（体温計、サーキュレーターなど）
感染対策を施すための工事を実施（レイアウト変更、パーテーション設置など）

(2) 販売促進事業 補助上限額:**50万円** 補助率:**10/10**

新型コロナウイルスの影響により新たに取組む売り上げ確保を目的とした事業

【対象となる例】

テイクアウトの開始（容器の購入、調理器具の購入、メニューの制作）
通販サイトを新規開設（HP製作費、広告宣伝費）

※(1)・(2)を両方申請する場合の補助上限額は合計で50万円までです。

※令和2年度に「日野市魅力ある個店創り支援事業補助金」の支援を受けている方は補助上限額が合計で30万円までとなります。

対象者 ①、②の両方を満たすこと

① 市内に店舗を持つ中小企業者の方

② 来店型の営業を行い、商業を営む者

（飲食業・小売業・生活関連サービス業・娯楽業・宿泊業・不動産業・医療業・学習支援業など）

【対象となる例】

・飲食業：食堂、レストラン、そば屋、すし屋、カフェ、バー、その他飲食店
・小売業：酒・肉・鮮魚・野菜・パン・衣服等の小売店、調剤薬局、書店、たばこ店、等
・生活関連サービス業：洗濯・理美容業 ・娯楽業：カラオケ等
・宿泊業：旅館、ホテル等 ・不動産業：不動産屋、レンタルスタジオ等
・医療業：整骨院、鍼灸マッサージ等 ・学習支援業：音楽教室、体操教室等

※来店型の営業とは・・・来店客に対する商品等の販売、サービス提供等を主たる事業とする営業形態で、広く市民の利用が可能なもの

※出張サービスのみで営業しているような、店舗外でのサービス提供を主としている場合は対象外となります。

補助対象期間

令和3年1月8日から令和4年2月28日まで

※令和4年2月28日までに事業が完了しない場合、補助金が交付されない場合があります。

補助対象経費

下記の補助対象経費のうち、申請した取組の実施に必要と認められるものです。
地域活性化のため、可能な限り市内事業者が発注するよう努めてください。

<<感染拡大防止対策事業>>

補助対象経費	経費例
(1) 感染防止対策経費	店舗の感染防止対策に必要な備品の購入や、対策を施す工事にかかる経費

<<販売促進事業>>

補助対象経費	経費例
(2) 設備購入費	新商品作成のための機械設備、販売促進を目的としたショーケースの購入等
(3) 工事費	テイクアウト用窓の設置、テラスの設置等
(4) 広報費	事業PRパンフレット・チラシの作成、のぼりや看板の作成等
(5) 事業準備費	テイクアウトやデリバリーに使用する容器・包材の購入等 (限度額10万円まで)
(6) 車両購入費	訪問・移動販売等の新サービスに必要となる自転車等のリース料、二輪車の購入 (4輪車の購入や40万円超の車両は補助対象外)
(7) 開発費	新商品開発に係る経費等
(8) 資料購入費	事業遂行に必要な図書等の購入経費等
(9) その他市長が必要と認める経費	

申請方法

必要書類を準備のうえ、産業振興課窓口へ持参またはご郵送ください。

<必要書類>

①交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書

(①～③はHPからダウンロードまたは産業振興課窓口でお渡ししています)

④市内で事業を営んでいることが分かる資料 (法人：履歴事項全部証明書、個人：住民票)

⑤前事業年度の確定申告書の控え (法人：直近一か年分の確定申告書の写し、個人：青色申告決算書類)

⑥補助事業の詳細が分かる資料 (領収書等)

詳細についてはホームページをご覧ください。産業振興課担当までお問い合わせください。



←
補助
金
H
P

191-8686 日野市神明1-12-1

日野市 産業スポーツ部 産業振興課

商工係 担当 笥(かけひ)

042-514-8437 sangyo@city.hino.lg.jp